

平成20年9月18日
社団法人 不動産協会

第244回理事会報告

本日、9月18日(木)午前10時30分より、東海大学校友会館(霞が関ビル33階)において当協会の理事会を開催し、下記事項について審議の結果、以下のとおり決定いたしました。

1. 役員交代について

当協会の監事1名が交代いたしました。

- ・ 新任 服部 力也 (住友信託銀行株) 取締役兼常務執行役員)
退任 渋谷 正雄 (住友信託銀行株) 前取締役専務執行役員)

2. 平成21年度税制改正に関する要望について

来年度税制改正については、前回の理事会でとりまとめ、国土交通省に提出したところですが、今般、国土交通省や関係団体の要望等をふまえ、最終的な税制改正要望をとりまとめました。

内容は、経済発展のため内需主導型経済を確立することの重要性、特に内需の柱である住宅投資・不動産市場の活性化を進めることの必要性を基本的な認識とし、住宅ローン減税の延長・拡充、事業用資産の買換え特例の延長・拡充、都市・地域再生促進税制の延長等が講じられることを強く要望するものです。

(1) 住宅投資の促進及び居住水準の向上のための税制

住宅ローン減税制度の延長・拡充

長期優良住宅に係る特例の創設

耐震改修促進税制の延長等

バリアフリー改修促進税制の延長等

省エネ改修促進税制の延長等

住宅に係る登録免許税の軽減税率の延長

印紙税の見直し

特定住宅建設事業等に係る1,500万円特別控除の延長・拡充

高齢者の居住安定確保に向けた特例の創設等

二世帯住宅の特例の創設等

(2) 都市・地域再生推進のための税制

事業用資産の買換え特例の延長・拡充

都市・地域再生事業に係る特例の延長・拡充

土地・住宅用建物に係る不動産取得税の軽減税率等の特例の延長

Jリート等の不動産取得税の特例の延長

商業地等の固定資産税の条例減額特例の延長等

個人の優良長期譲渡所得の軽減税率の延長および法人の土地譲渡益重課制度の廃止

都市環境改善促進税制の創設

民間都市開発事業等に係る各種税制上の特例措置の延長等

信託期間中に委託者兼受益者に相続、合併・分割が発生した場合の信託終了時の不動産

取得税の非課税措置の創設

3 . 都市・地域再生の推進に関する要望について

都市・地域再生の推進のため、民間都市再生事業等に対する一層の政策的支援を図るべく、要望をとりまとめ、国土交通省等関係方面に要望書を提出することを決定いたしました。

(1) 民間都市再生事業等に対する金融支援の確保・拡充

(2) 都市環境改善事業に対する金融支援措置等の創設

(3) 住民・企業等によるまちの魅力の維持・向上に対する支援

以 上